

久喜市職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

久喜市職員人事評価実施規程（平成28年久喜市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「10月2日から翌年10月1日」を「10月1日から翌年9月30日」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。